车

·/- > 古业

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

岩倉市の汚水処理は、五条川左岸流域下水道地区では、すでに 97.5%の汚水処理人口普及率であるが、地域再生計画の区域 となる五条川右岸流域下水道地区の市街化区域の汚水処理人口 普及率は24.6%と整備が遅れている。このため、五条川の水 質は依然、良好とはいえない状況にある。

今後、この五条川右岸流域下水道地区の市街化区域において 汚水処理施設整備交付金を活用して公共下水道の整備を進める とともに、引き続き、市域全体の市街化調整区域においては、 浄化槽(個人設置型)の整備を進める。

市街化調整区域は、農地保全地域であり住宅建設は多く見られないが、老朽家屋が散見していることから、建て替えや改築が増えるものと見込まれるので、積極的に浄化槽整備を呼びかけることとする。

本地域再生計画の実施により、公共下水道と浄化槽の効率的な整備を図ることによって、5年間で岩倉市全域の汚水処理人口普及率を現在の48.7%から59.5%まで向上させる。

また、五条川においても、市民団体「岩倉の水辺を守る会」の 清掃活動や、「ふれあい花の会」の護岸花壇の管理などを通して、 多様な人材の参加を促すとともに、五条川沿川の公園や散策路整 ĺΗ

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

岩倉市の汚水処理は、五条川左岸流域下水道地区では、すでに 97.5%の汚水処理人口普及率であるが、地域再生計画の区域 となる五条川右岸流域下水道地区の市街化区域の汚水処理人口 普及率は24.6%と整備が遅れている。このため、五条川の水質は依然、良好とはいえない状況にある。

今後、この五条川右岸流域下水道地区の市街化区域において 汚水処理施設整備交付金を活用して公共下水道の整備を進める とともに、引き続き、市域全体の市街化調整区域においては、 浄化槽(個人設置型)の整備を進める。

市街化調整区域は、農地保全地域であり住宅建設は多く見られないが、老朽家屋が散見していることから、建て替えや改築が増えるものと見込まれるので、積極的に浄化槽整備を呼びかけることとする。

本地域再生計画の実施により、公共下水道と浄化槽の効率的な整備を図ることによって、5年間で岩倉市全域の汚水処理人口普及率を現在の48.7%から59.5%まで向上させる。

また、五条川においても、市民団体「岩倉の水辺を守る会」の 清掃活動や、「ふれあい花の会」の護岸花壇の管理などを通して、 多様な人材の参加を促すとともに、五条川沿川の公園や散策路整 備などを進め、市のシンボル空間としての形成を図る。

あわせて、本市では、全市域を身近な自然との共生による環境 調和型のまちづくりを目標とする地域再生計画(第2回認定)を 推進している。

このように、汚水処理施設整備の推進と都市環境の向上の取り 組みを進めることによって、アメニティの高いまちづくりの達成 を目指す。

なお、公共下水道(五条川右岸流域関連公共下水道事業計画) の下水道法第4条の手続きは、次のとおり。

- ・下水道法事業認可 平成 6年 4月27日
- ·下水道法変更認可 平成16年 3月30日
- · 下水道法変更認可 平成19年 4月27日
- 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

[事業区域]

公共下水道 岩倉市大地新町・中央町・栄町・旭町・下

本町・本町・宮前町・西市町・大地町・鈴

井町地区

浄化槽(個人設置型)岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区 *詳細は別添整備区域図による。 備などを進め、市のシンボル空間としての形成を図る。

あわせて、本市では、全市域を身近な自然との共生による環境 調和型のまちづくりを目標とする地域再生計画(第2回認定)を 推進している。

このように、汚水処理施設整備の推進と都市環境の向上の取り 組みを進めることによって、アメニティの高いまちづくりの達成 を目指す。

なお、公共下水道(五条川右岸流域関連公共下水道事業計画) の下水道法第4条の手続きは、次のとおり。

- ·下水道法事業認可 平成 6年 4月27日
- ·下水道法変更認可 平成16年 3月30日

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

[事業区域]

公共下水道

岩倉市大地新町・中央町・栄町・旭町・下本町・本町・宮前町・西市町・鈴井町地区

浄化槽(個人設置型)岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区 *詳細は別添整備区域図による。

[事業量]	[事業量]		
公共下水道	公共下水道	$\phi 200 \sim \phi 1,000$	12,000 m
<u>(うち 単独事業分 φ200 1,100m)</u>			